

りっとう元気アップ応援券 取扱店募集要領

令和2年8月3日

栗東市商工会

1. りっとう元気アップ応援券交付内容について

- (1) 目的：市民生活の下支えと市民の消費行動による市内経済の活性化を図ることを目的とし、あわせて国の提唱する「新しい生活様式」の定着に向けた取り組みの一助となるようりっとう元気アップ応援券交付事業を実施する。
- (2) 名称：りっとう元気アップ応援券(以下「応援券」という)
- (3) 発行者：栗東市
- (4) 対象者：令和2年8月1日(基準日)において、住民基本台帳に登録がある者
- (5) 応援券：1冊3,000円(500円券×6枚)
(内訳)飲食店専用2枚、一般店専用2枚、全店共通2枚
- (6) 発行金額：3千円×70,500人=211,500千円(概算)
- (7) 利用期間：令和2年11月1日～令和3年2月28日

2. 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 応援券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 応援券を現金化することはできません。
- (3) 応援券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎた応援券は受け取らないでください。
- (6) 応援券の紛失及び盗難に対し、市・商工会はその責を負いません。

3. 応援券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) タバコ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 金融機関への預け入れ
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

4. 取扱店の参加資格

栗東市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、栗東市内の店舗等に限り応援券を使用できるものとします。但し、次の(1)から(4)に該当する事業者を除きます。

【除外業種】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記[3. 振興券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5. 取扱店の区分と券種

- (1) 取扱店は次の3タイプに区分されます。

飲食店	*店内で調理したものを、店内で飲食できる店 (レストラン・居酒屋・ラーメン店など) *店内で調理したものを、テイクアウトできる店 (パン屋・弁当屋・洋菓子店・和菓子店など) *店内で調理したものを、デリバリーする店 (ピザ屋・宅配弁当など) *コンビニ・移動販売店は飲食店の対象外
一般店	*飲食店・大型店のいずれでもない店舗・業種 (サービス業、製造業、建設業、医療機関など) *売場面積が1,000㎡以下の小売店 (コンビニ、酒屋など)
大型店	*売場面積が1,000㎡超の小売店 (同一資本店に1,000㎡超の店舗があればすべての店舗を大型店とみなす ※例えば、同一資本の3店舗があり、うち1店舗の売場面積が1,000㎡超ならば、3店舗ともすべて大型店とする)

- (2) 取扱店の区分により、利用できる応援券の券種が異なります。

券種 店舗区分	飲食店 専用券	一般店 専用券	全店 共通券
飲食店	○	○	○
一般店	×	○	○
大型店	×	×	○

6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びステッカー、のぼり旗を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ応援券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された応援券と判別できる場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに栗東市商工会まで報告してください。
- (3) 応援券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 応援券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買サービスの提供等の取引に使用された応援券のみ換金可能です。
- (5) 利用者から受け取った応援券は、取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った応援券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (7) 店舗・施設においては、従業員の健康管理・マスクの着用・消毒液の設置・ソーシャルディスタンスの確保などのほか、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき公表されている「業種別ガイドライン」に沿った感染拡大防止対策に十分配慮してください。

7. 申請手続について

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、栗東市商工会へ郵送又は直接提出してください。

取扱店登録申請書は下記栗東市商工会のホームページからダウンロードできます。

※栗東市商工会ホームページ：<http://www.rittosci.com>

(2) 申請書の提出先

栗東市商工会 〒520-3047 栗東市手原三丁目1-25

TEL : 077-552-0661 FAX : 077-553-5263

(3) 申請期間

令和2年8月3日(月)から令和2年9月23日(水)まで(郵送の場合当日必着) ※ただし9月24日以降も随時受け付けます。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、商工会の審査を経て、取扱店として承認します。承認結果については、後日通知します。

(5) その他

- ①個別の店舗ごとに申し込んでください。栗東市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。
- ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。
- ③申請後に取扱店を辞退される場合は、申し出てください。

8. 取扱店説明会について

取扱店を対象に説明会を開催しますので、必ず参加してください。

説明会の日程につきましては、最終ページをご覧ください。

なお、説明会において、ポスター、ステッカー、のぼり旗等の取扱店必要品を配布します。

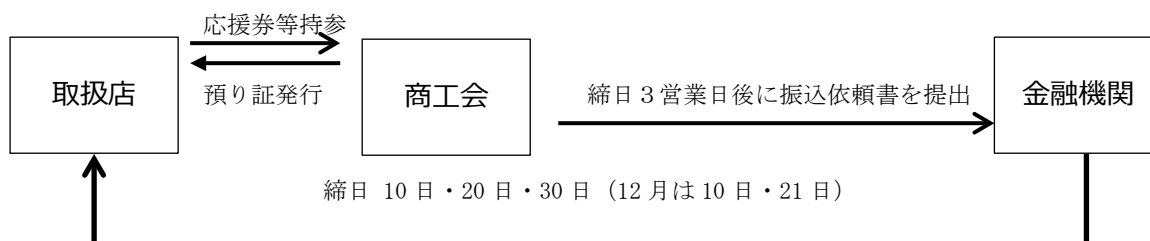
9. 換金について

(1) 換金方法

- ①取扱店は、栗東市商工会(以下商工会という)窓口に「取扱店証明書」を提示のうえ、「使用済応援券」を提出し、応援券の換金を依頼します。
※窓口対応は、平日の10時~16時とします。
- ②商工会は、「使用済応援券」の枚数等をカウントし、取扱店に「預かり証」を発行します。
- ③商工会は、毎月10日・20日・30日頃に締日を設けて、期間内の使用済応援券を集計し、締日の4~5営業日後に取扱店指定口座へお振り込みします。
- ④詳しいスケジュールについては説明会でお渡しする換金カレンダーをご覧ください。
- ⑤振込手数料については、商工会が負担します。
- ⑥1回あたり200枚(10万円)を限度に現金交換に対応します。現金

交換を希望される取扱店は、前日までに電話連絡をお願いします。

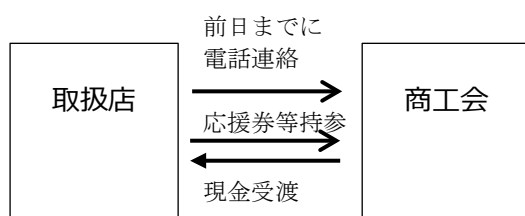
※口座振込までの手順・スケジュールは以下のとおりです。



●取扱店指定口座に送金 (振込手数料商工会負担) ●

※金融機関に振込依頼書到着後、2営業日後に入金

※現金交換の手順以下のとおりです。



(2) 換金受付期間

令和2年11月2日(月)から令和3年3月19日(金)まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

10. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は請求する場合があります。

11. その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、栗東市商工会へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「応援券の使えるお店(一覧表)」として、栗東市や栗東市商工会のホームページやリーフレットなどにより広報します。
- (3) 本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

<問い合わせ先> 栗東市商工会

〒520-3047 栗東市手原三丁目 1 - 2 5

TEL : 077-552-0661 FAX : 077-553-5263 e-mail info@rittosci.com

(別 表) 取扱店説明会の日時・会場

No	開催日	時間	会場	定員
1	10月19日(月)	13:30~14:30	ウイングプラザ	30
2	10月19日(月)	15:30~16:30	ウイングプラザ	30
3	10月20日(火)	10:30~11:30	栗東市商工会館	40
4	10月20日(火)	13:30~14:30	栗東市商工会館	40
5	10月20日(火)	15:30~16:30	栗東市商工会館	40
6	10月21日(水)	13:30~14:30	ウイングプラザ	30
7	10月21日(水)	15:30~16:30	ウイングプラザ	30
8	10月22日(木)	16:00~17:00	栗東市商工会館	40
9	10月23日(金)	10:30~11:30	栗東市商工会館	40
10	10月23日(金)	13:30~14:30	栗東市商工会館	40
11	10月23日(金)	15:30~16:30	栗東市商工会館	40

<説明会会場>

- ・栗東市商工会館（3F研修室C） 手原三丁目1-25（JR手原駅前）
- ・ウイングプラザ（4F研修室E） 糺二丁目4-5（JR栗東駅前）

※会場では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用義務・会場の換気・消毒液の設置等に配慮いたしますので、ご協力をお願いします。